

鶴見基署発 0601 第 1 号
令和 2 年 6 月 1 日

別紙の団体の長 殿

鶴見労働基準監督署長

令和 2 年度 全国安全週間の実施について（要請）

日頃から労働基準行政の推進につきまして、多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 93 回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力によって労働災害は長期的には減少しており、令和元年の全国の労働災害についてみると、死亡災害、休業 4 日以上の死傷災害ともに前年を下回ることとなりました。

しかし、死傷災害のうち、60 歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成 30 年度より取組期間が始まった第 13 次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては更なる取組が求められるところです。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしています。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和 2 年度全国安全週間は、

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

のスローガンのもと、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、今年も展開されることになりました。

つきましては、別添の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和 2 年 5 月 14 日版）を活用するなどして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、労働災害防止に向けた取組を推進していただきますよう会員事業場への周知、勧奨をお願いいたします。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項目	確認
1 感染防止のための基本的な対策	
(1)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2)三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3)日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4)一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策	
(1)基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3)多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔ができるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4)接触感染の防止について	
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避している。	はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3) その他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。		はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

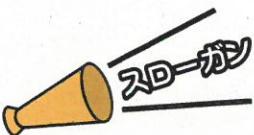
R2.5.14版

項目	目	確認
(5)近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、人ととの間に距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(6)トイレの清掃等について		
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。		はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。		はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。		はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
※ 便器内は通常の清掃でよい。		
(7)休憩スペース等の利用について		
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。		はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。		はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。		はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。		はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。		はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。		はい・いいえ
・他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。		はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

全国安全週間

期間》令和2年7月1日(水)~7日(火)

準備期間》令和2年6月1日(月)~30日(火)



みんなで改善
エイジフレンドリー職場へ!
リスクの低減

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回り、過去最低となる見込みです。また、休業4日以上の死傷災害についても、前年を下回る見込みです。しかし、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められるところです。また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、エイジフレンドリーガイドラインを策定し、またエイジフレンドリー補助金の創設がなされたところです。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「エイジフレンドリー職場へ! みんなで改善 リスクの低減」のスローガンのもと、事業場での自主的な安全衛生管理を推進し、高齢者はもとより全年代の労働者にとって働きやすい職場環境を整備し、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、安全活動の実行にあたっては、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

令和2年度全国安全週間実施要綱について(抜粋) 実施者の実施事項

①安全衛生活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
(イ) 職場巡視、4 S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
(イ) S D S(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ. その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的な事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
b 一定の工事エリア内で複数の工事が接近・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
(エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、
自主的なリスクアセスメントの実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
(ウ) 歩行者立ち入り禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施
(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業・社会福祉施設・飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
(ウ) 職場点検、4 S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒灾害防止対策(S T O P ! 転倒灾害プロジェクト)

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、縫ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒灾害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ. 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
(ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者との連絡調整の実施 (オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン)

- (ア) W B G T 値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休息時間の確保を含む作業管理の実施
(イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
(オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡回等

職場の安全、全国安全週間にに関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/index.html
中央労働災害防止協会	https://www.jisha.or.jp/
あんぜんプロジェクト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html
職場のあんぜんサイト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html

職場の安全、全国安全週間にに関する情報はこちらで検索!

厚生労働省 安全衛生	<input type="button" value="検索"/>
中央労働災害防止協会 安全週間	<input type="button" value="検索"/>
職場のあんぜんサイト	<input type="button" value="検索"/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、
チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、
実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



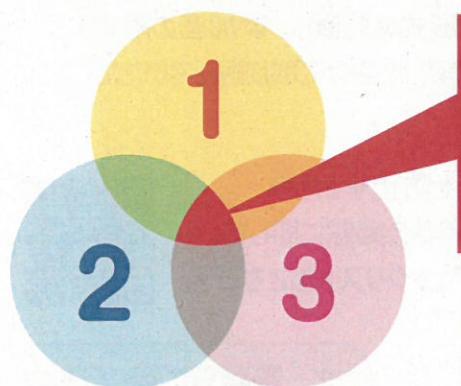
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1) 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3) 労働者が事業場内又はその附屬建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)												事業の種類																																				
81001 131111234560000000 <small>[都道府県] [年月] [登録番号] [基幹番号] [枝番号] [第一括事基準番号]</small>												医療、福祉業																																				
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																																																
カナ	コウセイカイロウドウビヨウイン																																															
漢字	医療法人 厚生会労働病院																																															
工事名																																																
<small>職員記入欄 都道府県 [年月] 事業の種類</small> <small>派遣先の事業の労働保険番号</small> <small>事業場の所在地</small> <small>千代田区霞ヶ関〇-〇-〇</small> <small>電話 03 (xxxx) ▲▲▲</small> <small>郵便番号</small> <small>休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 死亡 死亡日時</small> <small>休業見込 3 月 週 日</small>																																																
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。 </div> <div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 法人ではなく、事業場全体の労働者数を記入してください。 </div> <div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 陽性判定日ではなく、傷病名に記載した症状が現われた日付を記入してください。 </div>																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">100 - ××××</td> <td style="width: 10%;">100</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 10%;">7: 平成 9: 令和</td> <td style="width: 10%;">9020401</td> <td style="width: 10%;">1500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)</td> <td colspan="2">生年月日</td> <td colspan="2">性別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ロウドウ タロウ</td> <td colspan="2">7010101</td> <td colspan="2">(32)歳</td> </tr> <tr> <td colspan="2">漢字 労働 太郎</td> <td colspan="2">元号 年 月 日</td> <td colspan="2">男 女</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">種</td> <td colspan="2">経験期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">看護師</td> <td colspan="2">12</td> <td colspan="2">年 月</td> </tr> </table>													100 - ××××	100	人	7: 平成 9: 令和	9020401	1500	被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)		生年月日		性別		ロウドウ タロウ		7010101		(32)歳		漢字 労働 太郎		元号 年 月 日		男 女				種		経験期間		看護師		12		年 月	
100 - ××××	100	人	7: 平成 9: 令和	9020401	1500																																											
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)		生年月日		性別																																												
ロウドウ タロウ		7010101		(32)歳																																												
漢字 労働 太郎		元号 年 月 日		男 女																																												
		種		経験期間																																												
看護師		12		年 月																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 死亡 死亡日時</td> <td colspan="2">傷病名</td> <td colspan="2">傷病部位</td> <td colspan="2">被災地の場所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休業見込 3 月 週 日</td> <td colspan="2">新型コロナウイルス感染による肺炎</td> <td colspan="2">呼吸器</td> <td colspan="2">勤務地内</td> </tr> </table>													休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 死亡 死亡日時		傷病名		傷病部位		被災地の場所		休業見込 3 月 週 日		新型コロナウイルス感染による肺炎		呼吸器		勤務地内																					
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 死亡 死亡日時		傷病名		傷病部位		被災地の場所																																										
休業見込 3 月 週 日		新型コロナウイルス感染による肺炎		呼吸器		勤務地内																																										
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 記載例のとおりに記入してください。 ※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入 </div>																																																
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。 </div>																																																
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。 </div>																																																
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。 </div>																																																
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。 </div>																																																
<div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 記名・押印に代えて、署名によることができます。 </div>																																																
<small>国籍・地域コード 在留資格コード</small> <small>職員記入欄 起因物 店舗コード 業種分類</small> <small>事故の型 発注者種類 自由記入項目</small>																																																
国籍・地域	() ()		在留資格			店舗コード			業種分類																																							
報告書作成者 職 氏 名	事務長 厚生 太郎																																															

令和2年 4月10日

事業者職氏名

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

医療法人 厚生会労働病院

病院長 安衛 法子

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話ををするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- それ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩くや自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

- 1 ビデオ通話で
オンライン帰省
- 2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に
お出で
- 3 ジョギングは
少人数で
公園(は)すいた時間、
場所を選ぶ
- 4 待てる買い物は
通販で
- 5 飲み会は
オンラインで
- 6 診療(は)遠隔診療
定期受診(は)間隔を調整
- 7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用
- 8 飲食(は)
**持ち帰り、
宅配も**
- 9 仕事(は)在宅勤務
通勤(は)医療・インフラ、
物流など社会機能維持
のために
- 10 会話(は)
マスクをつけて
**3つの密を
避けましょう**
 1. 换気の悪い密閉空間
 2. 多数が集まる密集場所
 3. 間近で会話や発声をする密接場面

**手洗い・
咳工チケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。**